

経 済 産 業 省

20260213資第1号

国際エネルギースタートプログラム制度運用細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和8年3月23日

経済産業大臣 赤澤 亮正

国際エネルギースタートプログラム制度運用細則の一部を改正する細則

国際エネルギースタートプログラム制度運用細則（20200311資第6号）、別表第1-1、別表第1-4、別表第2-1、別表第2-4及び様式第1-1を別紙のとおり改正する。

附 則

この細則は、令和8年10月1日から施行する。